

**社会人サッカー試合中における競技者間の事故と競技者及び監督者の責任**

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 平成 28 年 12 月 26 日

【事 件 番 号】 平成 27 年（ワ）第 13602 号

【事 件 名】 損害賠償請求事件

【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却

【参 照 法 令】 民法 719 条 1 項前段

【掲 載 誌】 判例集未登載、宮崎日日新聞 2016 年 12 月 27 日朝刊 23 頁

LEX/DB 文献番号 25544949

**事実の概要**

原告 X はサッカーの東京都社会人 4 部リーグに所属するチーム（A）のメンバーであった。X は平成 24 年 6 月、千葉市内のサッカー場で行われた同リーグの試合に出場した。試合の後半、X は、A チームの選手によって自陣から前方へ蹴り出されたボールを右太腿でトラップして手前に落とし、左足で蹴ろうとした。その時、そこに走り込んで来た相手チーム（B）に所属する被告 Y<sub>1</sub> が伸ばした左足の裏側が、X の左脛部と接触した（以下、Y<sub>1</sub> の上記プレーを「本件行為」と、上記接触事故を「本件事故」という）。

本件行為により X が倒れたため、試合は一時中断されたが、当該プレーに対してレフェリーによるファウルの判定、警告及び退場処分はなく、X がフィールド外に運び出されると、試合はドロップボール（競技規則のどこにも規定されていない理由によって一時的にプレーを停止したときにプレーを再開する方法）により再開された。フィールド外に運び出された X は、病院に救急搬送されたが、左下腿脛骨及び左下腿腓骨骨折の傷害を負った。

X は、上記傷害は本件行為に起因するものだとし、Y<sub>1</sub> 及び同人を指導監督すべき B チームの代表者 Y<sub>2</sub> に対し、共同不法行為（民法 719 条 1 項前段）に基づき、治療のための費用等について損害賠償を請求した。

**判決の要旨**

本判決は、本件行為をなした Y<sub>1</sub> の責任は肯定

したが、Y<sub>2</sub> の責任は否定した。

**1 プレーヤーの責任（肯定）****(1) Y<sub>1</sub> の故意または過失の有無**

「必ずしも X が（X がトラップした）ボールをコントロールしていたといえる状況にはないし、……Y<sub>1</sub> がボールに触れて弾き出していることに加えて、審判がファウルの判定すらしていないことなどから客観的に考察」した結果、本件行為が「故意に X の左足を狙っ」たとの X 側主張は退けられる。しかしながら Y<sub>1</sub> は、「……トラップして手前に落ちたボールを X が蹴り出そうと足を振り上げることは当然認識、予見していた」ので、「X との接触を回避することも十分可能であった」にもかかわらず、「走り込んで来た勢いを維持しながら、膝の辺りの高さまでつま先を振り上げるようにして、足の裏側を X の下腿部の位置する方向に向けて突き出している」ので、「少なくとも Y<sub>1</sub> に過失があったことは明らかである」。

**(2) 本件行為の違法性が阻却されるか（否定）**

本件行為は、「競技規則 12 条に規定されている反則行為のうち、……著しく不正なファウルプレー……と判定され、退場処分が科されるということも考えられる行為であったと評価できる」。また「……骨折により入院手術を余儀なくされるような傷害を負うことは、常識的に考えて、競技中に通常生じうる傷害結果とは到底認められない」ので、「本件行為は、社会的相当性の範囲を超える行為であって、違法性は阻却されないといふべきである」。

## 2 過失相殺（否定）

「Xは、先にボールをトラップし、ボールを蹴り出すための動作を開始していた状況にあり、本件事故直前にXが左足を振り上げる動作と、Y<sub>1</sub>が左足を伸ばす動作とがほぼ同時に開始されていることからすると、Xの方がY<sub>1</sub>の動きを見てボールへの接触を控えるべきであったなどという状況にはない」ので、「Xが不注意にも自身の左足を出したがために本件事故が起きたなどということとはできず、過失相殺を講じることが相当とはいえない」。

## 3 指導・監督者の責任（否定）

「社会人サッカーチームであり、代表であるがゆえに、当然にチーム内の個々の選手の試合中のプレーに関して一般的に指導、監督義務があるといえるものではない」。「また、Y<sub>1</sub>の本件行為についてY<sub>2</sub>が指示ないし命令をしたとか、日ごろY<sub>1</sub>が本件行為のようなプレーを繰り返しており、本件も予測できたにも関わらず漫然と指導、監督を怠ったなど、本件行為に即した具体的な注意義務違反の主張立証がされているともいえない」。

## 判例の解説

### 一 はじめに

スポーツの練習中または試合中に起きた事故は、一般的には正当行為ないし危険の引き受けにより違法性が阻却されるが、例外的に、容認される行為の限度を超えて違法性そして予見可能性（過失）が認められれば、原因行為者に不法行為責任が認められる可能性もある<sup>1)</sup>。特にサッカー、ラグビー等の球技や柔道、ボクシング、相撲等の格闘技のように、そのルール上他の競技者と接触、衝突して行うことが予定されている競技においては、接触を予定していない競技（例えばスキー）と比較した場合、注意義務が軽減される可能性が高いと解されてきた<sup>2)</sup>。サッカー競技者の不法行為責任を肯定した本判決はしたがって、例外的なケースであるといえよう。

### 二 プレーヤー（原因行為者）の責任

#### 1 故意または過失の有無

故意とは私法上、自己の行為から一定の結果が生じることを知りながらえてその行為をするこ

とを意味する<sup>3)</sup>。本件行為が故意に相当するか否かについて本判決は、必ずしもXがボールをコントロールしていたといえる状況にはないし、ミートはしていないながらもY<sub>1</sub>がボールに触れて弾き出していることに加えて、審判がファウルの判定すらしていないことなどから、Y<sub>1</sub>が故意にXの左足を狙って本件行為に及んだとまで断定することはできない、とした。具体的状況を的確に分析した至極当然の判断であるといえるが、故意の有無の認定においてグラウンドの審判の判定を一つの基準として採用しているところが注目し値する。

他方、過失とは、損害の発生を予見し防止する注意義務を怠ることであるので<sup>4)</sup>、プレーヤー間の事故における過失の評価においてはまず、予見可能性の有無を判断する必要がある。その予見可能性について本判決ははじめに、Y<sub>1</sub>がXのところまで走りこんだ時点で、Xが既にボールに働き掛けていたことから、当然Xの次のプレー（ボールを蹴ろうと足を振り上げること）は認識、予見していたはずである、とした。続いて、そうした状況下でなされた本件行為が、「抽象的な身体の接触に発展する可能性を予見できても、Xに重大な傷害結果が発生することまで予見することは不可能であるし、結果を回避することも不可能であった」、というY<sub>1</sub>側の主張を退けた。

これらのことから本判決は、通常の競技者であれば、相手のプレーを常時予測することは可能であり、適正な回避措置をとることができるの前提に立っていると思われる。しかしながら一般論として、本件のようなボールゲームにおいて、全てのプレーを予測することは困難であるため、あらゆる状況に即した回避行動をとることはほぼ不可能である。そのような事情を考慮し、これまでの裁判例では過失の認定に消極的であったといえよう<sup>5)</sup>。また本件に即していえば、Y<sub>1</sub>は当然Xがトラップしたボールに対しても視線を落としていたので、Xがボールを蹴るために足を振り上げることのみに注視できたわけではなく、本件行為が終局的にXに対して何らかの傷害を負わせることまでを十分に予見できたかどうかについて、やや疑問が残る。したがって、本判決が本件行為を「軽過失にとどまるものとはいえない」と評価したことについて、本判決では検討されることのなかった当事者の属性（競技レベル）も考慮に入れ

た上で、上級審でさらに審理が尽くされることが望まれるように思われる。

## 2 違法性の阻却

本判決はまず一般論として、違法性が阻却される事由として、当該行為が社会的相当性の範囲内の行為であったことを指摘している。また、社会的相当性の範囲内の行為であるか否かについては、①当該行為の態様、方法が競技規則に照らして相当なものであったかどうか、②競技において通常生じ得る負傷の範囲内にとどまるものであるかどうか、③加害者の過失の程度、を総合的に判断すべきであるとしている。①と③は当該行為に対する評価、すなわちその行為が正当な行為であったか否かが、また②に関しては、損害の重大性、すなわちその損害が承諾・同意した範囲であるかどうか（危険の引き受け）が、それぞれ評価されなければならないといえよう。スポーツ活動中の加害行為の社会的相当性を、このように総合的に評価することについては、従前から提唱されており<sup>6)</sup>、必ずしも特異であるとはいえずむしろ当然であるといえよう。

本判決は、サッカーの試合に出場することによって、骨折やその治療のために7カ月の休職、休暇を余儀なくされるような傷害を負うことは、到底認められないものであり、違法性は阻却されない、とした。ここには、サッカー競技の特性上、一定のコンタクトが生じ軽傷を負うことは承諾しているが、アメリカンフットボールなどの競技では常態化する強い衝撃を伴うコンタクトによって、骨折等の重傷を負うことまでは承諾したものではないとの判断がある。すなわち本判決は、ルール上コンタクトが認められる競技であるといっても、そのコンタクトのレベルは多様であり、そのような種目特性を考慮した丁寧な評価を加えているといえよう。

一方、本件行為が正当行為（スポーツ活動中に他のプレーヤーを負傷させたとしても、当該競技のルールに従っている限り、その行為の違法性が阻却される）に相当するかについて本判決は、グラウンド上の審判の判断とは異なり、裁判所自らが本件行為をサッカーの競技規則に照らして著しく不正なファウルプレーであったと評価して、社会的に相当範囲内の行為には当たらない、とした。サッカーのように、そのルール上他の競技者と接触、

衝突して行うことが予定されている競技中の事故に関しては、正当行為という考え方は広く受け入れられてきたので、その意味において本判決は例外的なケースであったといえる。他方、本判決を下すに際して裁判所は、故意の有無の認定のときと同様、当該スポーツのルールに照らして本件行為の社会的相当性を判断しており、競技ルールが少なくとも法を適用する上での一つの重要な基準となることが、改めて確認されたといえよう。

## 三 過失相殺

本判決は、XがY<sub>1</sub>よりも先にボールをトラップし、ボールを蹴り出すための動作を開始していた状況にあり、本件事故直前にXの左足を振り上げる動作とY<sub>1</sub>が左足を伸ばす動作とがほぼ同時に開始されたことを理由に、Xの行為には過失がないとした。しかしながら、トラップしたボールがXの1メートルほど前に落ちていることを勘案すれば、必ずしもXがそのボールをコントロールしていた状況にはなかったといえる。Xが確実にボールをコントロールしている状況であったならば、それに対するY<sub>1</sub>の対応（プレー）も変わっていた可能性があるので、そのような状況を生み出したXのやや未熟な技術も、本件事故を誘発した一因であったと推察できる。また、東京都社会人4部リーグという下部リーグの試合であれ、公式戦であることには違いがないので、Xがプレー上の危険を理解し一定程度のリスクを引き受けた上で試合に参加したということもできる。したがって、本件においては一定程度の過失相殺を認めるべきであったと思われる。実際、本件と類似するケース（ただし、ラグビー競技中の事故で被害者は本件よりも重度の傷害を負った）において裁判所は、被害者が当該競技に参加するリスクを引き受けた上で試合に出場したと解されることや、被害者のプレーがやや未熟であったことも勘案して、加害者の損害賠償責任を軽減する判断を下している<sup>7)</sup>。

## 四 指導・監督者の責任

本判決は、Y<sub>2</sub>が指導・監督義務を怠ったとのX側の主張を採用しなかった。その理由は、①Y<sub>1</sub>の所属するチームは社会人チームであり、Y<sub>2</sub>がその代表であるからといって、個々の選手の試合中のプレーに関して一般的に指導・監督義務があるとはいえない；②本件行為についてY<sub>2</sub>が指

示したとか、日ごろからY<sub>1</sub>が危険なプレーを繰り返しており、本件も予測できたにもかかわらず漫然と指導・監督を怠ったなどの、具体的な注意義務違反がなかった。すなわち本判決は、一般論として、同好会的なチームであれば、指導的な立場にあるというだけで指導・監督義務が生じるとはしなかったわけである。ただし、同好会的なチームであったとしても、危険なプレーの実行を指示したということであれば、その責任が追及される可能性は残されるといえる。また、指揮・監督権が明確な例えばプロチームの場合には、一般的な指導・監督義務を有すると解釈される可能性もある。フランス法では、プロチームに所属する選手が、試合中もしくは練習中にフォート<sup>8)</sup>を犯したと認定されたならば、所属チームの責任が認められる可能性が解釈上確立されており（ただし、使用者責任として）、比較法の見地からも必ずしも特異な解釈ではないということができよう<sup>9)</sup>。

## 五 本判決の評価とその影響

従来の球技系スポーツのプレーヤー間の事故に関する裁判例とは異なり、本判決は損害賠償請求を容認した。しかし他方では、単にスポーツ活動中に起きた事故ということだけで、免責される可能性が確実に狭まっている近時の裁判例<sup>10)</sup>と軌を一にするとはいえる。このような法の適用は、被害者救済の可能性を広げるものであると評価できるが、なお個別案件を丁寧に評価した上でなされるべきである。というのは、スポーツ活動への参加者の責任の厳格化は、活動の委縮につながるものが懸念されるためである<sup>11)</sup>。また、スポーツ活動への参加が基本的には本人の意思によることを勘案するならば、無過失もしくは犯した過失が軽度にとどまる者にまで責任を負担させることは避けるべきである。そこにスポーツ事故に関して、不法行為法の範疇でのみ被害者の救済を図ることへの限界がある。そのため、被害者救済のための別の制度、例えば保険制度を積極的に活用することも視野に入れるべきであるといえる。すなわち、本判決は、参加者自らも自身が負傷するリスクに備えるための傷害保険への加入、また参加者や管理・監督者（個人・団体）が賠償責任を負うリスクに備える民事責任保険への加入の必要性を、改めて認識させた判決であったとも評価することができる。

## ●——注

- 1) 平野裕之『民法総合6 不法行為法〔第3版〕』（信山社、2013年）78頁、川井健『民法概論4 債権各論〔補訂版第3刷〕』（有斐閣、2015年）437頁、松尾浩也「スポーツ事故」小笠原正＝塩野宏＝松尾浩也編集『スポーツ六法2014』（信山社、2014年）516頁。
- 2) 最高裁は、注意義務の軽減に関して、参加者同士の接触を予定していないスキーを、ルール上身体的な接触を予定する競技と同列に扱うべきではないとしている（最判平7・3・10集民174号785頁、判時1526号99頁、判タ876号142頁）。
- 3) 法律用語研究会『法律用語辞典〔第4版〕』（有斐閣、2012年）323頁。
- 4) 内田貴『民法Ⅱ 債権各論〔第3版〕』（東京大学出版会、2011年）340頁。
- 5) 例えば、東京地判平19・12・17判例集未登載（片岡理恵子「スポーツ活動中における競技者同士の事故——おもに球技系スポーツに関して」Sportsmedicine135号（2011年）44頁）。
- 6) 楠本安雄「遊戯・スポーツ中の事故と違法性」林良平＝中務俊昌共編『判例不法行為法 法律実務体系4』（有信堂、1966年）141～150頁。
- 7) 東京地判平26・12・3公刊物未登録（LEX/DB25523048）。
- 8) フォートとはフランス語の faute の訳であり、故意過失・違法性をカヴァする包括的な概念である（北村一郎「フランスにおける《他人の所為による責任》の一般原理の形成」加藤雅信ほか編『21世紀の日韓民事法学』（信山社、2005年）441頁）。
- 9) Cass. 2<sup>e</sup> civ., 8 avr. 2004, Bull. 2004 II N° 194, p.164（破毀院第二民事部2004・4・8判決、同判例集第194号169頁）。
- 10) 注2)に加えて、サッカー競技中の落雷事故（最判平18・3・13裁時1407号5頁、判時1929号41頁、判タ1208号85頁）、及び野球観戦中のファールボール事故（札幌高判平28・5・20判時2314号40頁）がある。
- 11) 同種の指摘として、円谷峻『不法行為法 事務管理・不当利得——判例による法形成〔第2版〕』（成文堂、2010年）59頁。

摂南大学准教授 石井信輝